

公 示

令和7年7月18日

近畿地方整備局大和川河川事務所長

細川 晋

次のとおり、公示します。

1. 概要

(1) 委託名

若林地区ワンド環境整備業務

(2) 委託目的

本業務は河川法第99条に基づく、河川法施行規則第37条の6で定める河川協力団体、一般社団法人又は一般財団法人への委託である。業務内容は、大和川河川協力団体と連携し、良好な河川環境を維持するため、ワンド周辺における流況及び土砂動態を把握するものである。

(3) 履行期間 契約の翌日から令和8年3月20日まで

(4) 履行場所 (自) 大阪府八尾市若林地先 (至) 大阪府大阪市住吉区杉本地先

2. 要件

- (1) 河川協力団体、一般社団法人又は一般財団法人であること。
- (2) 一般社団法人、一般財団法人については、河川法99条第1項に規定する事項を適正かつ確実に実施するに足る経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- (3) 当該委託内容に関する活動実績及び活動実施体制があること。
- (4) 委託を希望する場合は、「要件」の証明、及び「申請資料」の提出を行うこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒582-0009 大阪府柏原市大正2丁目10番8号

近畿地方整備局 大和川河川事務所 経理課 上席専門職

電 話：072-971-1381 FAX：072-971-1460

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：令和7年7月18日（金）から令和7年8月18日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から16時00分まで。ただし、最終日の令和7年8月18日（月）は正午まで。

交付場所：上記(1)に同じ。

交付方法：記録媒体（CD-R）の持参、郵送又は電子メールにて、電子データを交付する。持参による場合は上記(1)に記録媒体を持参すること。郵送による場合は上記(1)に記録媒体、返信用の封筒（切手を貼付）、交付申込者の連絡先がわかるものを同封すること。電子メールによる場合は、電子メールに説明書交付申請書（別紙）を添付し提出すること（着信を確認すること）。また、電子メールの件名に「若林地区ワンド環境整備業務」を記載すること。

(3) 申請資料の提出期限、場所及び方法

期限：令和7年8月18日（月）正午まで。

場所：上記(1)に同じ。

方法：上記(1)に掲げる担当部局まで持参、郵送（必着。書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）、電子メールにより提出すること。

(4) 申請に関するヒアリングの有無

要件を満たす応募者が複数の場合、ヒアリングを実施する場合がある。

4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1)に同じ。
- (3) 申請資料の作成及び提出に要する費用は、申請者側の負担とする。
- (4) 提出された申請資料は、当該申請者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 申請資料に虚偽の記載を行った場合は、当該申請資料を無効にするとともに、記載を行った申請者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 特定した申請内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 委託については、発注者の積算した委託費において協議を行い、協議書の締結を持って委託するものとする。
- (8) 要件を満たす応募者が複数の場合、委託内容を分割し委託する。分割内容についてはヒアリングを実施し決定することを基本とする。
- (9) その他の詳細は説明書による。

説明書交付申請書（兼：受領書）

近畿地方整備局

大和川河川事務所長 細川 晋 宛

下記件名の説明書を交付願います。

※資料の交付を申請する場合は、本紙を<kk~~r~~-ekimu-41@gxb.mlit.go.jp>までメールで
送付してください。

件 名：_____

会 社 名：_____

担当者氏名：_____

電話番号：_____

メールアドレス：_____

※メールにて交付資料を受領されましたら、
「その旨メールをご返信いただくか」または
「本紙に受領年月日を記入のうえメールでご返信ください」

受領年月日 _____ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日